

# 情報資産および顧客情報の保護に関する基本方針 (情報セキュリティポリシー)

平成28年9月1日

二本松信用金庫

## 1. 目的

当金庫における情報セキュリティを確保するための対策、体制等の基本事項を定めるとともに、金庫全体の情報セキュリティを確保しながら、お客様のセキュリティの確保・向上に積極的に努めます。

## 2. 基本原則

- (1) 当金庫は、お客様またはお取引先である個人および組織から提供を受けた情報を適切に取扱い、当該個人および組織の権利および利益を確保します。
- (2) 当金庫は、その事業において、個人情報を含む営業秘密の情報を適切に取扱います。
- (3) 当金庫は、情報セキュリティの強化および人材育成に努め、金融サービスの安定を図ることにより、社会の持続的発展に寄与します。

## 3. 情報セキュリティの定義

- (1) 情報セキュリティとは、情報の機密性、完全性、可用性を維持することを意味し、サイバーセキュリティを含むものとします。
- (2) サイバーセキュリティとは データの漏洩、滅失、毀損の防止その他当該データの安全管理のために必要な措置、ITシステムおよびネットワークの安全性および信頼性の確保のために必要な措置が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることを意味します。

## 4. 情報資産等のセキュリティ管理体制

### (1) 情報資産等のセキュリティ管理体制の整備

情報資産等のセキュリティの維持管理を当金庫内で統一的に行うため、情報資産等セキュリティ統括責任者を専務理事とします。ただし、専務理事が欠員のときまたは事故ある場合には、常務理事がその職務を代行します。

「情報資産等セキュリティ統括部門」は、経営企画部とし、経営企画部は関係する部署と協議し、情報資産等セキュリティに関する各種規程を確立するとともにその周知徹底に責任を負うものとします。情報資産等セキュリティ管理者を経営企画部長とします。

各部門に情報資産等の適切な使用と管理に対して責任を負うために情報資産等セキュリティ責任者を置きます。

### (2) 監査体制

当金庫は、情報資産等が適切に保護・管理されていることを確認するため、監査部門による内部監査時にはその検証を行います。

監査部門は、検証の結果を情報資産等セキュリティ統括責任者に報告します。

## 5. 遵守のための方策

### (1) 役職員の遵守

当金庫の役職員は、原則として本基本方針に反する行為を行いません。また、本基本方針に反する行為の命令を行いません。

役職員には、嘱託職員、パート職員等を含むものとします。

(2) 外部委託先の管理

外部委託管理要領に基づき外部委託先に対し当金庫の役職員は、本基本方針を遵守すべきことを説明した上、本基本方針が有効に機能するように管理します。

なお外部委託先には、保守要員等も含むものとします。

(3) 例外の扱い

当金庫の役職員は、本基本方針をはじめとする関連規程・要領に定められていない事象に遭遇した場合や、業務上の諸事情により本基本方針等に反せざるを得ない事象に遭遇した場合には、速やかに情報資産等セキュリティ統括部門に報告し、指示を得ることとします。

6. 危機管理

本基本方針等への重大な違反行為があった場合や、金庫の情報資産等に災害、事故、漏洩等による危機的状況が発生した場合には、別に定める「災害対策要領」および「緊急時対策マニュアル」に基づき事態への対応を行います。

7. 情報の開示

情報セキュリティの取組みに関する基本方針として、「情報資産および顧客情報の保護に関する基本方針（情報セキュリティポリシー）」を策定し公表します。

8. 本基本方針の検証と改廃

(1) 情報資産等セキュリティ統括部門は、ビジネス環境や技術の進展等を考慮して、保護すべき情報資産等およびセキュリティ管理体制を見直すものとします。

(2) 本基本方針の制定、改廃はリスク管理委員会および常務会で協議し、理事会に付議・報告します。

以上